

京都市上下水道局告示第2号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年 4月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

- 1 株式会社 谷口管工  
代表取締役 谷口 淳之  
京都市西京区御陵峰ヶ堂町一丁目3番地の12
- 2 株式会社 水道修理センター  
代表取締役 板谷 考志  
大阪府中央区本町四丁目8番1号 SD本町ビル702号
- 3 エコ設備  
代表者 船越 悠介  
京都市右京区西院東貝川町82 カドノ・スクリーン82 306号
- 4 伊与久設備  
代表者 伊與久 俊彦  
大阪府東大阪市鳥居町9番23号
- 5 株式会社 玄塚田中設備  
代表取締役 田中 北斗  
京都市上京区黒門通中立売下る榎町392番地5
- 6 有限会社 木下工業所  
代表取締役 木下 勉  
京都府宇治市小倉町寺内67番地
- 7 ヤマテスイドウ  
代表者 上尾田 貴路  
京都府向日市寺戸町小佃9-21

(上下水道局水道部水道管路課)